

## 【 特殊健康診断 】

### ■ 電離放射線健康診断(電離放射線障害防止規則第 56 条)

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇い入れの際または当該業務への配置替えの際及びその 6 月以内ごとに 1 回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

#### 検査項目

- (1) 被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価
- (2) 白血球数及び白血球百分率の検査
- (3) 赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査
- (4) 白内障に関する眼の検査
- (5) 皮膚の検査

- 記録保存：30 年（様式第 1 号）
- 報告義務：有（様式第 2 号）

- ※ 雇い入れの際または配置換えの際の健康診断では、線源の種類等に応じて(4)を省略できます。
- ※ 定期的に行う健診については、医師が必要でないと認めるときは(2)～(5)を実施する必要はありません。